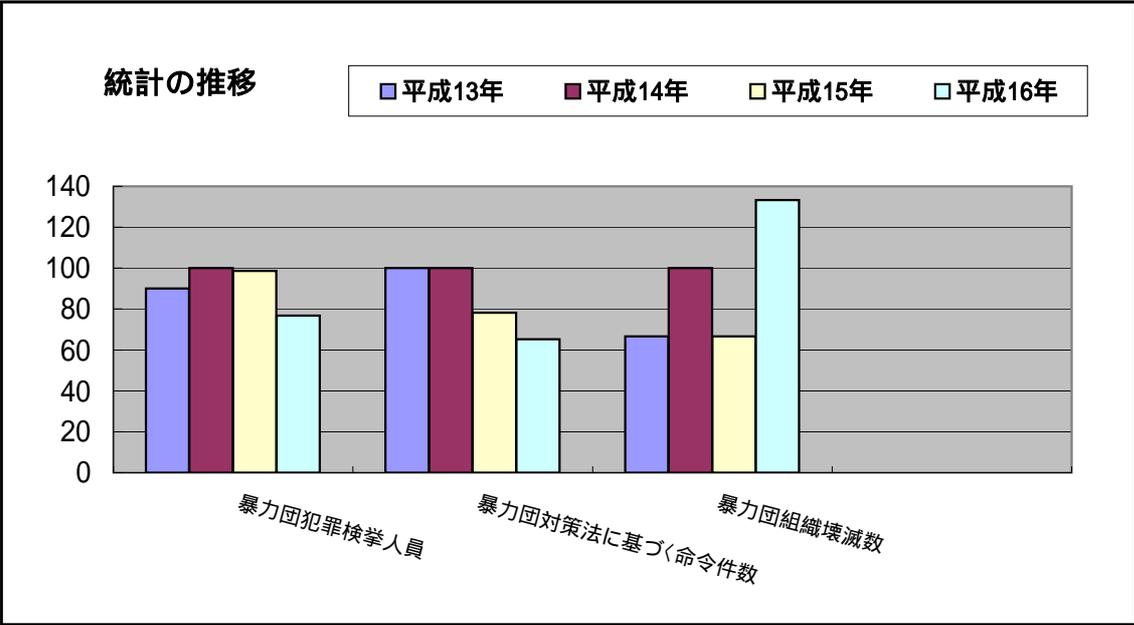


業 務 名	暴力団総合対策の推進
-------	------------

業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				単 位
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
暴力団犯罪検挙人員	319	354	349	272	人
暴力団対策法に基づく命令件数	23	23	18	15	件
暴力団組織壊滅数	2	3	2	4	団体
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	単 位



<グラフは、平成14年を100とする指数で表した。>

業務の主なコスト

	事 業 名	平成16年度事業費(千円)	平成17年度事業費(千円)
1	暴力団対策警察費	1,980	1,235
2	暴力団対策推進費	11,479	11,476
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合 計		13,459	12,711

平成16年の取組み

暴力団幹部らによる福祉資金不正受給事件、賭博開帳図利事件を始め272人を検挙するとともに、資金獲得活動に打撃を与えた。

財団法人暴力追放三重県民センターと連携して、県内の主要地域5箇所では三重弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士による民事介入暴力巡回無料法律相談を実施した。また、暴力相談は、財団法人暴力追放三重県民センターへの相談を含め510件を受理し、相談を端緒に事件化したほか、暴力団対策法による行政命令を発出した。

暴力団離脱相談専用電話「組抜け110番」や三重県警察社会復帰アドバイザー等の活用により30名を暴力団組織から離脱させるとともに、同人らの就職斡旋をするなど社会復帰に貢献した。

暴力団等からの不当要求等に対する被害を防止するため、財団法人暴力追放三重県民センターと連携し、事業所の不当要求防止責任者に対し、責任者講習を31回(1,048人)実施した。

暴力団員等が不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関を対象として行う違法又は不当な行為を排除するため、各地方公共団体に不当要求防止に関する要綱の制定を働きかけ、4市、2町において制定された。

関係行政機関と連携し、暴力団が関与する建設業者、産業廃棄物処理業者、貸金業者に対する許可の取消処分を行うとともに、暴力団関係企業を公共事業等から排除するほか、ゴルフ場から暴力団を締め出すなど、暴力団排除気運の高揚を図った。

課題を踏まえた平成17年の取組み

平成17年4月には、「組織犯罪対策課」を設置し、組織犯罪に係る情報を一元的に管理し、薬物・銃器取締りの強化による資金源の封圧等と並行して暴力団対策を強化し、首領、幹部等を含む暴力団員の大量検挙等により、組織の弱体化・壊滅を図る。

暴力団関係企業を公共事業等から排除する。

暴力団員等が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関を対象として行う違法又は不当な行為を排除するため、財団法人暴力追放三重県民センターや弁護士会と連携し、行政機関、企業等との連絡体制の確立、職員に対する責任者講習の実施及び適時適切な支援措置等の対策を講じるとともに、引き続き、市町村に不当要求防止に関する要綱の制定を働きかける。

暴力団員等による違法又は不当な行為の被害者等が相談しやすい環境の整備に努めるとともに、相談の内容に応じ、事件検挙、暴力団対策法による命令の発出又は暴力的要求行為等の相手方に対する援助措置を行う。

暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、財団法人暴力追放三重県民センターや弁護士会と連携し、暴力団員等を相手とする損害賠償請求訴訟、事務所撤去等に対する支援に努める。